

# 令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府 省 庁 名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">固定資産税</span> 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">その他</span> （都市計画税）		
要望項目名	労働者協同組合法の施行に伴う税制上の所要措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> 労働者協同組合連合会（労働者協同組合又は労働者協同組合連合会を会員とし、その指導、連絡及び調整に関する事業を行う組織） <p>・ 特例措置の内容</p> 労働者協同組合連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税・都市計画税について、他の法人税法上の協同組合等（別表3法人）と同様に、非課税措置を講じる。		
関係条文	地方税法第348条第4項 地方税法第702条の2第2項		
減収見込額	[初年度]      —      (      —      )      [平年度]      —      (      —      ) [改正増減収額]                                  —    (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> 労働者協同組合法（令和2年法律第78号）は、労働者協同組合（組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織）により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力のある地域社会の実現に資することを目的とする。同法は令和2年12月に成立した議員立法であり、令和4年10月1日から施行される。 <p>(2) 施策の必要性</p> 今後、労働者協同組合及び労働者協同組合連合会が設立される。その中でも、労働者協同組合連合会は、組合・連合会を会員とする、労働者協同組合制度の普及発達や発展を目的とした指導・連絡・調整を担う団体であり、労働者協同組合連合会の設立が促されることにより、同連合会を通じ、会員である労働者協同組合に対する指導・連絡等が図られ、本組合制度の発展につながる事が考えられることから、税制面での措置を講じる必要がある。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅴ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標 3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 施策目標 3-1 高齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること
	政策の達成目標	労働者協同組合及び労働者協同組合連合会を通じて、多様な就労の機会を創出することを促進すること等により、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	労働者協同組合連合会の設立が促されることにより、同連合会を通し、会員である労働者協同組合に対する指導・連絡等が図られ、本組合制度の発展につながる事が考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	労働者協同組合連合会の設立が促されることにより、同連合会を通し、会員である労働者協同組合に対する指導・連絡等が図られ、本組合制度の発展に寄与し、労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の事業を通じて、高齢者等の雇用の安定・促進を図る。その結果、持続可能で活力ある地域社会の実現が促進される。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	労働者協同組合連合会に対する税制措置については、令和4年度においても、事業所税の軽減措置などの要望を行った。